

【納税申告書を記載する際ご注意いただきたい事項等】

- たばこ税の「税額の合計額」欄（㉔欄又は㉘欄）及び「納付すべき税額」欄（㉚欄）には、100円未満を切り捨てた金額（100円単位）を記載してください。
- 道府県たばこ税及び市町村たばこ税の「税額」欄から「納付すべき税額」欄までの各欄（㉑欄～㉜欄）には、1円未満を切り捨てた金額（1円単位）を記載してください。

令和2年10月 手持品課税用
たばこ税等の手持品課税納税申告書

申告者採用

税額等の合計額
0.07

市町村税
0.43

納付すべき税額
0.50

たばこ税【×9,999円、09,900円】

税額の合計額 (100円未満切捨て)	㉔(㉑～㉒の合計) 円	㉘(㉑～㉒の合計) 円
納付すべき税額	㉚(㉑又は㉒-㉔) 円	

道府県・市町村たばこ税【09,999円、×9,900円】

準となる まこの本数	1本当たりの 税率	税額 (1円未満切捨)
本	0.07	㉑(㉑×0.07) 円
	0.43	㉒(㉑×0.43) 円
税額の合計額 (1円単位で記入)		修正申告の場合の 修正申告前の確定額
㉑(㉑)		㉒(㉑又は㉒-㉔) 円
㉒(㉒)		㉓(㉒又は㉒-㉔) 円

- 納税申告書（4枚複写）の一部箇所にて、次のとおり誤りがございます。

たばこ税の手持品課税納税申告書 (4枚複写の2枚目)

税務署提出用

申告者の種別 卸・小 整理番号

営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称 店舗名

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

正しくは「たばこ税」です。

個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

下記のとおり、令和2年10月1日現在における、~~道府県~~たばこ税の手持品課税納税申告書(期限後申告書・修正申告書)を提出します。

(4枚複写の4枚目)

正しくは「㉑」ではなく「㉒」です。

市町村税	㉑(㉒)	本	0.43	㉒(㉑×0.43) 円
------	------	---	------	-------------

お詫びして訂正いたします。

なお、該当箇所については特段訂正いただくず、そのままご利用ください。

また、国税庁HPにも納税申告書様式を掲載していますので、併せてご利用ください。